

	独立行政法人 (中期目標管理法人・国立研究開発法人)	国立大学法人	学校法人	OIST (学校法人である特殊法人の一例)
経緯・性格	公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務等で、国自らが直接実施する必要のないもののうち、民間に委ねた場合には実施されないおそれがあるもの等を効果的かつ効率的に行うために設立される法人	国立大学を設置することを目的とした法人（独立行政法人制度の中核的な要素を取入れつつ、大学の自主性・自律性に配慮した固有の法人制度）	私立学校の設立を目的とする法人（民法上の財団法人に由来し、公益法人並びの仕組み）	<u>設置及び運営に関して特別の規定が置かれた学校法人（特殊法人）</u>
中（長）期計画	・中（長）期目標に基づき中（長）期計画を作成（ <u>主務大臣認可</u> ）	・中期目標に基づき中期計画を作成（文部科学大臣認可。中期目標を策定する際には、法人側の意見に配慮しなければならない。）	・認証評価の結果を踏まえて、事業に関する <u>中期的な計画</u> （原則として5年以上）を策定 ※フォローアップの義務無し	・OIST戦略計画（2020-2030）を自主的に策定
中期的な評価	・法人による自己評価を踏まえ、主務大臣が業務実績の評価を実施。 評価結果をもとに主務大臣は、法人の業務の継続・組織の存続の必要性等その業務及び組織の全般にわたる検討を行う。その結果に基づき、業務の廃止、移管又は組織の廃止等の所要の措置をとる。	・法人による自己評価を踏まえ、国立大学法人評価委員会が業務実績の評価を実施（教育研究面は（独）大学改革支援・学位授与機構の評価結果を尊重し評価）。 文部科学大臣は、法人の業務継続の必要性や組織の在り方等を検討。その結果に基づき、当該法人に関し所要の措置を講ずる（検討に当たり委員会の意見聴取が必要） ※法人が設置する大学について、学校法人、OISTと同様、 <u>第三者評価（認証評価）</u> を受ける。	・独立行政法人、国立大学法人の評価と同様の仕組みなし ・ただし、法人が設置する大学について、7年以内ごとに、自己点検・評価の結果に基づき <u>第三者評価（認証評価）</u> を受ける。 ※認証評価の結果の公表により社会による評価を受けるとともに、大学が自ら改善することを促すもの	・独立行政法人、国立大学法人の評価と同様の仕組みなし ・ただし、法人が設置する大学について、7年以内ごとに、自己点検・評価の結果に基づき <u>第三者評価（認証評価）</u> を受ける。
年度計画	・中（長）期計画に基づき年度計画を作成（ <u>主務大臣に届出</u> ）	— (令和3年度までで廃止)	・毎会計年度、認証評価の結果を踏まえて予算及び事業計画を作成 ・決算及び事業の実績を評議員会に報告	・ <u>毎会計年度の事業計画を作成（内閣総理大臣認可）</u>
自己評価	・毎事業年度終了後、法人による自己評価を踏まえ、主務大臣が業務実績を評価	・法人が定める期間ごとに自己点検・評価を行う（教育及び研究、組織及び運営、施設及び設備の状況）	同左	・毎年度、事業計画書の記載事項について <u>自己点検・評価</u> を行い、業務実績報告を公表 ・学園の依頼を受けた評価委員会による国際ピアレビューを実施（不定期）
評価結果と国庫補助の関係等	【運営費交付金等】 国は、予算の範囲内において、業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映	【国立大学法人運営費交付金】 中期目標期間における国立大学法人評価委員会の評価結果については、次期の運営費交付金の配分において部分的に活用	【私立大学等経常費補助金】 ・国は、教育又は研究に係る経常的経費の1/2以内を補助することができる。 ・大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費を支援するための補助を行うとともに、我が国の課題を踏まえ、自らの特色を活かし改革に取り組む大学等を重点的に支援する補助を実施	【沖縄科学技術大学院大学学園補助金】 ・国は、業務に要する経費について <u>1/2を超えて補助</u> することができる。 ・OISTから要望を聴取した上で、内閣府から概算要求 ・概算要求は、過去の支出実績、事業計画の達成状況や行政事業レビューの結果等を踏まえて実施
国庫補助に係る手続等	・運営費交付金については、原則として、国から事前に用途が特定されない交付金として措置されており、補助金等適正化法に基づく交付決定の取消等の対象とはならないが、国が資本金の二分の一以上を出資している法人については、会計検査院の必要的検査対象となる。	・国から事前に用途が特定されない交付金として措置されており、補助金等適正化法に基づく交付決定の取消等の対象とはならないが、国が資本金の二分の一以上を出資している法人として、現在全ての国立大学法人が会計検査院の必要的検査対象となる。 ・信用失墜行為による減額措置や一定基準以上の定員の超過による国庫返納がある。	・間接補助事業者である日本私立学校・共済事業団を通じて学校法人に対して交付 ・事業団は、各年度の事業完了後、文科大臣に実績報告書等を提出 ・国は、管理運営が適正を欠く場合等には、補助金を減額又は交付しないことができる。	・学園から内閣総理大臣に申請書を提出 ・学園は、各年度の事業完了後、内閣総理大臣に実績報告書等を提出。 ・内閣総理大臣は、目的外使用を行った場合等には、交付決定の取消等を行うことができる。
その他	・監事のうち1名以上は外部の者を起用。 ・運営費交付金は政策評価、行政事業レビューの対象となり得る（各独法所管省庁）	・理事又は監事にはそれぞれその選任の際現に <u>役員・職員でない者が含まれるように</u> しなければならない。 ・運営費交付金は政策評価、行政事業レビューの対象（文部科学省）	・理事にはそれぞれその選任の際現に <u>役員・職員でない者が含まれるように</u> しなければならない。 ・補助金は政策評価、行政事業レビューの対象（文部科学省）	・理事は、それぞれその選任の際現に <u>役員・職員でない者が定数の過半数となるように</u> しなければならない。 ・理事には、科学技術の発達に関し特に功績顕著な科学者、沖縄の振興に関して優れた識見を有する者などが含まなければならない。 ・補助金は政策評価、行政事業レビューの対象（内閣府沖縄振興局）
（参考）監事	・主務大臣が任命（定数は個別法で定める） ・法人の業務を監査	・文部科学大臣が任命（原則2人） ・法人の業務を監査	・評議員会の同意を得て、理事長が選任（2人以上）。 ・法人の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査 ※法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。	・評議員会の同意を得て、理事長が選任（2人以上）（ <u>内閣総理大臣認可</u> ） ・学園の業務、財産の状況、理事の業務執行の状況を監査 ※学園と役員との関係は、委任に関する規定に従う。